

見守り 新鮮情報

事例1 他県に住む親が**チラシ**を見て、**廃品回収**を事業者(事業者)に依頼した。チラシには「**廃品回収代金が8万円**」と書かれていたが、実際には**47万円**請求され、支払ってしまった。(当事者：80歳代 男性)

事例2 **不用品の処分**を
してもらおうと、**投げ込み**
チラシの事業者(事業者)に電話を
すると「費用は**3万円**
くらい」と言われたが、来訪
すると**30万円**を提示
された。高いとは思った
が、仕方なく支払った。
(60歳代 女性)



思いがけない 高額請求 チラシを見て 頼んだ廃品回収

ひとこと助言



本文イラスト：黒崎 玄

- 投げ込みチラシ等を見て事業者(事業者)に廃品回収を依頼する場合、チラシに記載されている金額で契約出来るとは限りません。事前に複数の事業者(事業者)から見積もりを取り、料金だけでなく作業内容も比較検討しましょう。
- 作業終了後に突然高額な金額を請求されるケースもあります。契約時や作業開始前に追加料金がないか確認しましょう。
- 作業時は家族や周りの人に立ち会ってもらうことも大切です。
- 不審に思ったら、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り新鮮情報 第317号(2018年9月4日)発行：独立行政法人国民生活センター

■問い合わせ■

茨城県消費生活センター

☎ 029 - 225 - 6445

常陸大宮市消費生活センター

☎ 0295 - 52 - 2185 (直通) (本庁商工観光課内)

※月・水・金曜日は消費生活相談員が対応します。

こちらのQRコードからどうぞ

常陸大宮市



Twitter 常陸大宮市
@hitachiomiya_HITACHIOMIYA

